

平成19年度石綿飛散防止対策セミナー

建築物の解体等に係る石綿飛散防止 対策マニュアルの概要について



環境省 水・大気環境局

大気環境課

建築物の解体等に係る 石綿飛散防止対策マニュアル

作成の背景・目的

- 平成17年6月、大手機器メーカーの従業員等がアスベスト被害により多数死亡したとの新聞記事を契機に、アスベストによる健康被害が大きな社会的問題となった。
- 環境省では、建築物の解体等における大気環境への飛散防止対策を強化するため大気汚染防止法等の改正を実施した。
- 法改正の検討の過程で、改正内容のわかりやすい周知や、法対象とならなかった建築材料についての石綿対策の必要性が認識された。
- このため、大気汚染防止法の解説を含め、建築物及び工作物の解体等に係る石綿飛散防止対策が適切に行われるよう、本マニュアルを作成した。

建築物の解体等に係る 石綿飛散防止対策マニュアルの特徴等

- 建築物の解体等に関して、石綿に関する基礎知識や大気汚染防止法、具体の飛散防止対策等を解説する他、石綿含有建材名や石綿分析等の情報を掲載
- H18.03策定
- H19.06改訂～大気汚染防止法等の改正による
(対象物を従来の建築物に加え、工作物も適用)
(石綿含有率0.1質量%を超えた吹付け石綿等の排出等作業も適用対象)
- 環境省HPにて公開
http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/index.html
- 書籍としてから発売中(社団法人日本作業環境測定協会:除去作業チェックリストCD付)

建築物の解体等に係る 石綿飛散防止対策マニュアル(目次抜粋)

- 第1章 石綿に関する基礎知識
 - 石綿の特性
 - 石綿の健康影響 等
- 第2章 大気汚染防止法における石綿飛散防止対策の解説
 - 特定建築材料の種類
 - 特定粉じん排出等作業の種類 等
- 第3章 建築物の解体等に伴う飛散防止対策
 - 作業の一般的手順
 - 使用状況の事前調査 等
- 付録 石綿含有建築材料の商品名
 - 石綿含有建材除去作業チェックリスト 等

1. 石綿に関する基礎知識
2. 大気汚染防止法による規制
3. 建築物の解体等における飛散防止対策

1. 石綿に関する基礎知識

アスベストとは

火成岩が自然現象の力により
綿状に変化したもの

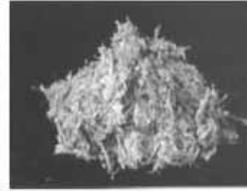
石綿の原石



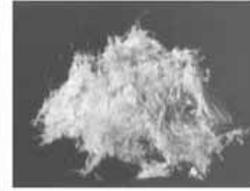
クリソタイル
(白石綿)



アモサイト
(茶石綿)



クロシドライト
(青石綿)



○石綿の特性：不燃性、耐熱性、耐腐食性等

○用途・製品：石綿スレート、高圧管、防熱布団等の紡織品
・建築物の吹付け石綿(不燃・断熱性を高められる)

出典：経済産業省 アスベスト代替化製品対策検討会(第1回) 配布資料

吹付け石綿の使用例

(耐火被覆材 柱・梁)



(吸音・断熱材 機械室の壁・天井)



出典：吹付けアスベスト施工部位事例 日本石綿製品工業会 石綿処理部会

石綿による健康被害

石綿粉じんを吸入することにより、次のような健康被害が発生するおそれがある。
これらの疾病については、石綿粉じんのばく露から発症までの期間が相当長いことがある。

石綿肺(じん肺の一種)

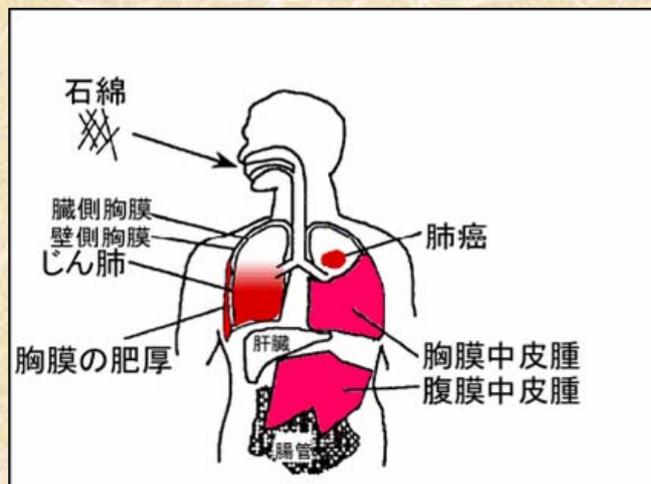
肺が線維化するもので、せき等の症状を認め、重症化すると呼吸機能が低下することがある。

肺がん

肺にできる悪性の腫瘍。

肺膜、腹膜等の中皮腫(がんの一種)

肺を取り囲む胸膜等にできる悪性の腫瘍。



出典：経済産業省 アスベスト代替化製品対策検討会(第1回) 配布資料

石綿に係る建築物等における法令

1. 建築及び使用

建築基準法
石綿障害予防規則

2. 解体等

労働安全衛生法
石綿障害予防規則
大気汚染防止法

3. リサイクル・廃棄

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 など

日本及び海外における石綿規制の経緯 (一般大気環境)

1972年(昭47)

ILO、WHOにて石綿にがん原性があることが認められる。

環境庁は、1975年から環境大気中の石綿濃度の測定法を検討

1977年(昭52)～78年(昭53)

石綿製品製造工場周辺を測定

(検出限界以下～58本/リットル(石綿以外の繊維状物質も含んだ濃度))

1981年(昭56)～83年(昭58)

アスベスト環境濃度調査(内陸山間地0.41～蛇紋岩採石場周辺12.31本/リットル)

米国で1975年、フランスで1980年、西ドイツで1983年から排出規制

(規制基準:米国 「石綿の目に見える排出がないこと」

フランス 「排出口濃度 0.5mg/m³(10,000本/リットル)」

西ドイツ 「排出口濃度0.1mg/m³(2,000本/リットル)」

1984年(昭59)

アスベスト発生源対策検討会(第2次)報告

1985年(昭60)

通知:「アスベストによる大気汚染の未然防止について」

1985年(昭60)～

アスベストモニタリング調査(1995年(平7)まで隔年実施)

(0.09本/リットル～5.35本/リットル)

1986年(昭61)

WHOが環境保健クライテリアを発表

1987年(昭62)

通知:「アスベストによる大気汚染の未然防止等について」

「建築物の改修・解体に伴うアスベストによる大気汚染の防止について」

「アスベスト廃棄物の処理について」

EC全体で排出規制を開始

(規制基準:排出口濃度0.1mg/m³(2,000本/リットル))

アスベスト発生源精密調査結果

(工場敷地境界 最大378本/リットル、窓を閉めると12.6本/リットルに減少
ビルの解体現場 最大10本/リットル)

1988年(昭63)

通知等:「建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について」
「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説」
アスベスト対策検討会報告

1989年(平元)

大気汚染防止法を改正

石綿製品製造工場の特定粉じん発生施設に規制
(敷地境界で濃度規制:10本/リットル 以下)

1991年(平3)

廃棄物処理法を改正

解体時に発生する飛散性の廃石綿を特別管理産業廃棄物に指定

1995年(平7)

阪神淡路大震災に対応した環境モニタリング調査

1996年(平8)

大気汚染防止法を改正

石綿使用建築物の解体等作業に対し、作業基準の遵守を義務付け

2005年(平17)

通知:「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について」(3月)

通知:「石綿(アスベスト)の大気環境中への飛散防止対策の徹底について」

「廃石綿等の適正処理の徹底について」

「アスベスト廃棄物を取り扱う廃棄物処理業者等への立入検査等の強化について」

「特定粉じん排出等作業に係る指導の徹底について」

「大気環境中への石綿(アスベスト)の飛散防止対策の徹底と実施内容の掲示について」

大気汚染防止法政省令の改正

規模要件等の撤廃、規制対象建材の追加

2006年(平18)

石綿による健康被害の救済に関する法律

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律

法対象の建築物に加え工作物も規制対象

石綿規制の経緯 (労働安全衛生法令関係)

1971年(昭46)特定化学物質等障害予防規則(特化則)制定
石綿を第2類物質として規制

1975年(昭50)特化則改正

石綿等の吹付け作業の原則禁止 等

1995年(平7)労働安全衛生法(労安法)施行令及び特化則改正

アモサイト及びクロシドライトの製造・輸入・使用等の禁止

耐火建築物等の石綿除去作業届出の義務付け

解体工事における石綿等の使用状況の調査、吹き付け石綿等の除去作業における作業場所の隔離 等

2004年(平16)労安法施行令の改正

建材・摩擦材等の石綿含有製品の製造・輸入・使用等の禁止

2005年(平17)石綿障害予防規則を制定

石綿を特化則より分離

2006年(平18)労安法施行令及び石綿障害予防規則の改正

石綿等の製造等の全面禁止

規制対象を石綿0.1重量%超に拡大 等

最近のアスベスト問題の発端



- 平成17年6月29日の新聞報道を発端として、大きな社会問題化

政府におけるアスベスト問題への対応

これまでの政府の対応

関係省庁会議の設置(7月1日)、関係省庁会議で当面の総合対策を取りまとめ、直ちに着手(7月11日)
関係閣僚による会合において「当面の対応」をとりまとめる(7月29日策定、8月26日、9月29日改訂)

被害の拡大防止

- 建築物等の解体時の飛散予防措置
- 製造・新規使用等の早期の全面禁止 等

国民の不安への対応

- 健康被害の状況の国民への情報提供
- 健康相談窓口の開設 等

過去の被害への対応

- 労災補償制度等の周知
- 労災補償を受けずに死亡した労働者、家族、周辺住民の被害への対応・救済のための新たな法的措置を講ずる
 - ①石綿を原因とする中皮腫及び肺がん罹患した者及びその遺族について、医療費、遺族一時金を支給
 - ②労災補償を受けずに死亡した労働者について、労災補償に準じた措置・次期通常国会への法案提出に向けて、給付水準、費用負担等の具体的内容について引き続き検討する

過去の対応の検証

- 政府の過去の対応について検証を行い、とりまとめ公表
- 国際条約による規制の動向等について情報交換を行う「有害化学物質に関する関係省庁連絡会議」(仮称)の早期設置

実態把握の強化

- 建築物の吹付けアスベストの使用実態調査 等

関係閣僚による会合 (平成17年12月27日)

「アスベスト問題に係る総合対策」の概要 (12月27日)

1 隙間のない健康被害者の救済 17年度補正予算案額 : 388億円
18年度予算案額 : 93億円

救済新法の制定

- 「石綿による健康被害の救済に関する法律案」(仮称)を18年通常国会冒頭に提出

労災制度の周知徹底等

- 労災認定基準の改正
- 労災制度の周知徹底

研究の推進等

- 中皮腫抗がん剤「ペトレキセド」の早期承認等

関係閣僚による会合 (平成17年12月27日)

「アスベスト問題に係る総合対策」の概要 (12月27日)

2 今後の被害を未然に防止するための対応 17年度補正予算案額 : 1,417億円
18年度予算案額 : 29億円

既存施設での除去等

- 地方自治体の取組への支援
(**地方財政法改正**※)
- 国の建築物等について除去等実施
- 民間建築物における取組への支援
(助成措置の新設+中小企業等を対象とした低利融資制度の創設)
- 吹付けアスベスト等の使用規制
(**建築基準法改正**※)

解体時等の飛散・ばく露防止

- 飛散防止のための規制の拡充
(**大気汚染防止法改正**※)
- 石綿障害予防規則等の周知・指導

アスベスト廃棄物の適正処理

- アスベスト廃棄物の無害化処理推進
(**廃棄物処理法改正**※+税制上の措置の新設)
- 廃アスベスト適正処理の規制強化

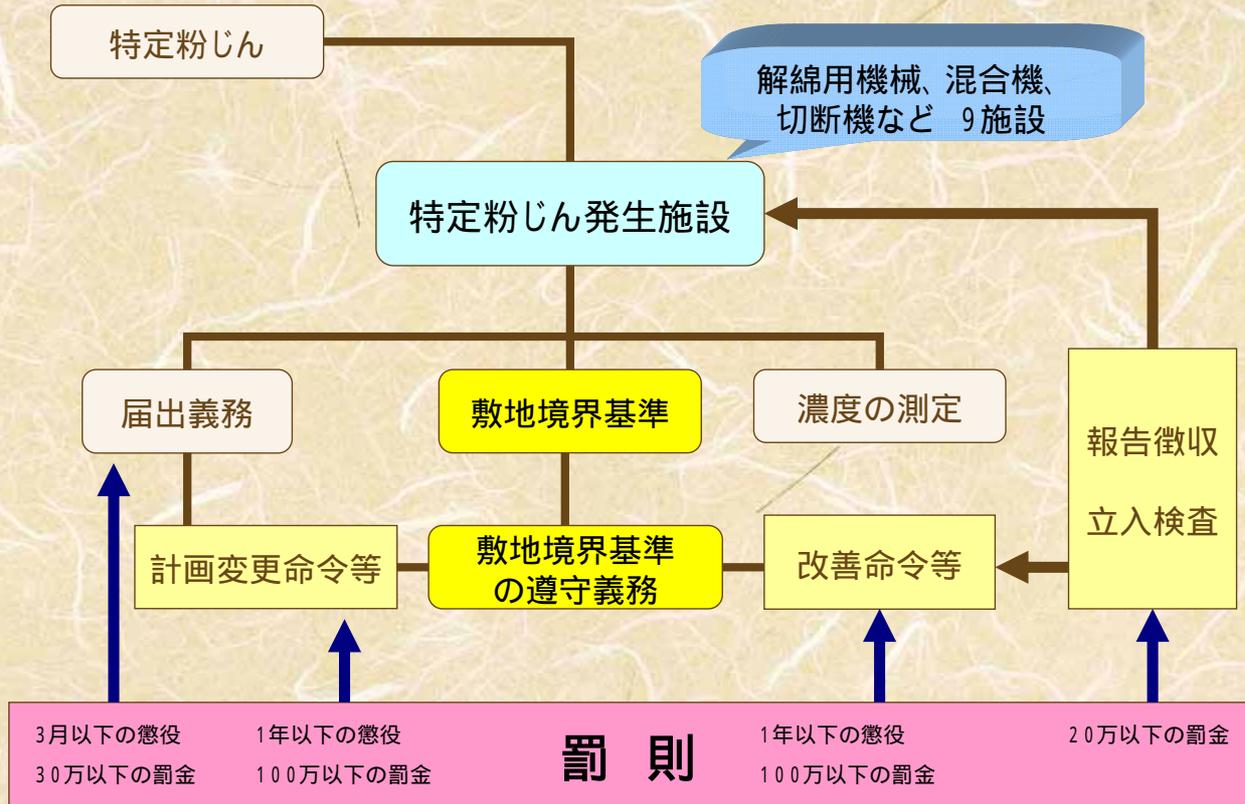
アスベスト早期全面禁止

- 代替化を促進し18年度中に全面禁止措置

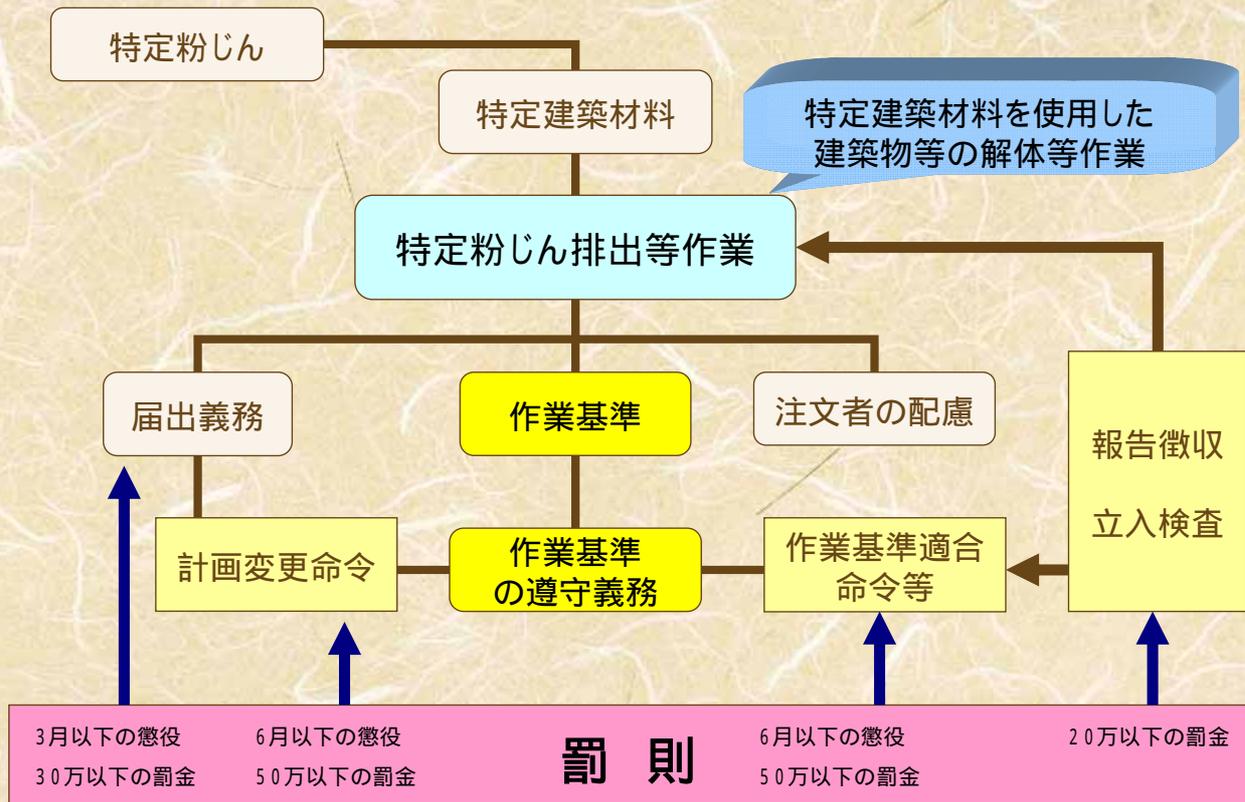
※は一括法(「石綿による健康等に係る被害の防止のための関係法律の整備に関する法律案」(仮称))として18年通常国会冒頭に提出。

2. 大気汚染防止法 による規制

大気汚染防止法の体系 (石綿製品製造工場)



大気汚染防止法の体系 (解体等の作業)



規制基準

● 特定粉じん発生施設

工場等の解綿用機械、
混合機、切断機など 9施設

敷地境界基準で規制

大気中の石綿の濃度が

10本/リットル以下

● 特定粉じん排出等作業

特定建築材料を使用した
建築物等の解体等作業

作業基準で規制

作業(解体・改造・補修)に応じ、

隔離、集じん装置設置、湿潤化等

大気汚染防止法における改正



大気汚染防止法政省令の改正

規模要件等

- ・ 耐火建築物又は準耐火建築物
- ・ 床面積500m²以上 かつ 使用面積50m²以上

特定建築材料

- ・ 吹付け石綿



規模要件等を撤廃

- ・ 特定建築材料が使用されている建築物

特定建築材料を追加

- ・ 吹付け石綿
- ・ 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

特定建築材料に該当する建築材料の例

施行令における区分	建築材料の具体例
吹付け石綿	吹付け石綿、 石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式）、 石綿含有ひる石吹付け材、 石綿含有パーライト吹付け材
石綿を含有する断熱材（吹付け石綿を除く。）	屋根用折版裏断熱材、 煙突用断熱材
石綿を含有する保温材（吹付け石綿を除く。）	石綿保温材、 石綿含有けいそう土保温材、 石綿含有パーライト保温材、 石綿含有けい酸カルシウム保温材、 石綿含有ひる石保温材、 石綿含有水練り保温材
石綿を含有する耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）	石綿含有耐火被覆板、 石綿含有けい酸カルシウム板第二種、 石綿含有耐火被覆塗り材

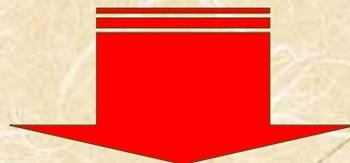
大気汚染防止法における改正



大気汚染防止法の改正

【規制対象】

特定建築材料が使用されている
建築物の解体等作業



【規制対象】

特定建築材料が使用されている
建築物及びその他の工作物の解体等作業

特定粉じん排出等作業とは

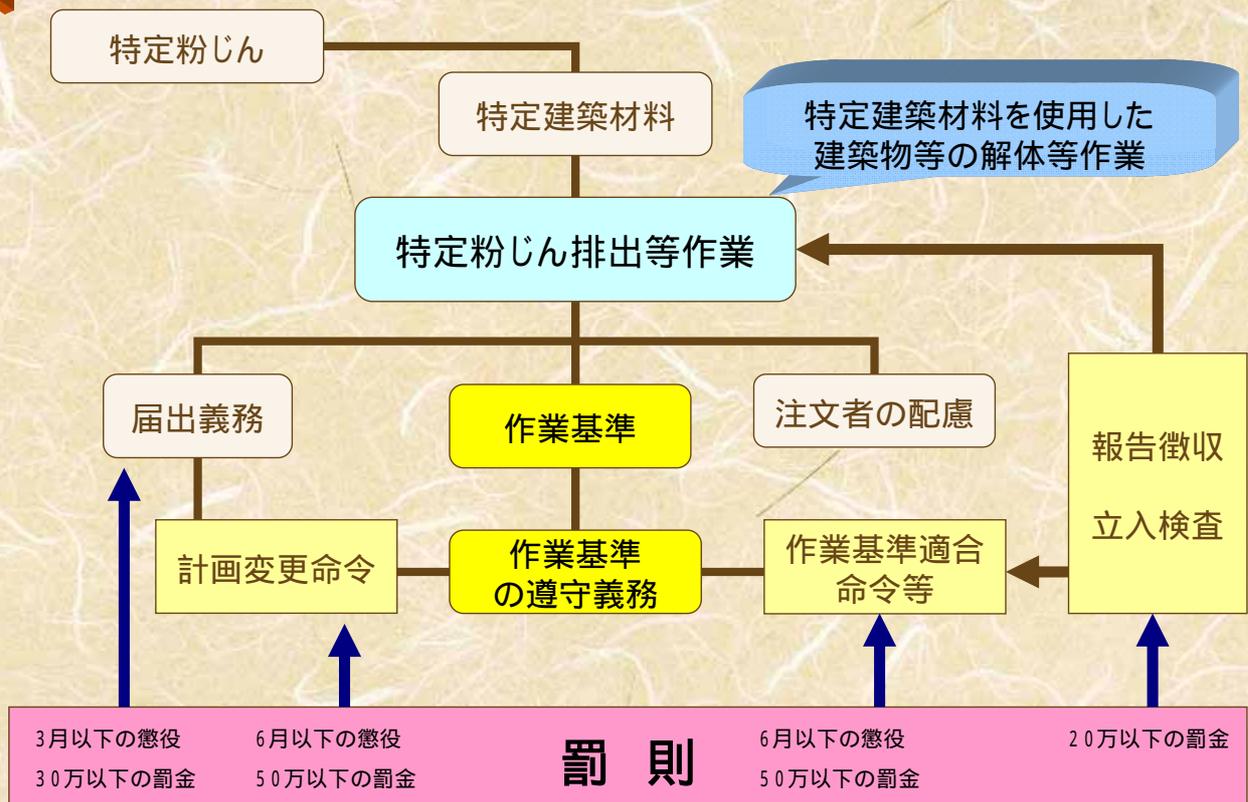
- **特定建築材料**()が使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造しまたは補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、または飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるもので、**政令**()で定めるもの

吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材および耐火被覆材で、**石綿の含有率が0.1重量%を超えているもの**

特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を**解体する作業**、特定建築材料が使用されている建築物等を**改造し、または補修する作業**

再掲

大気汚染防止法の体系 (解体等の作業)



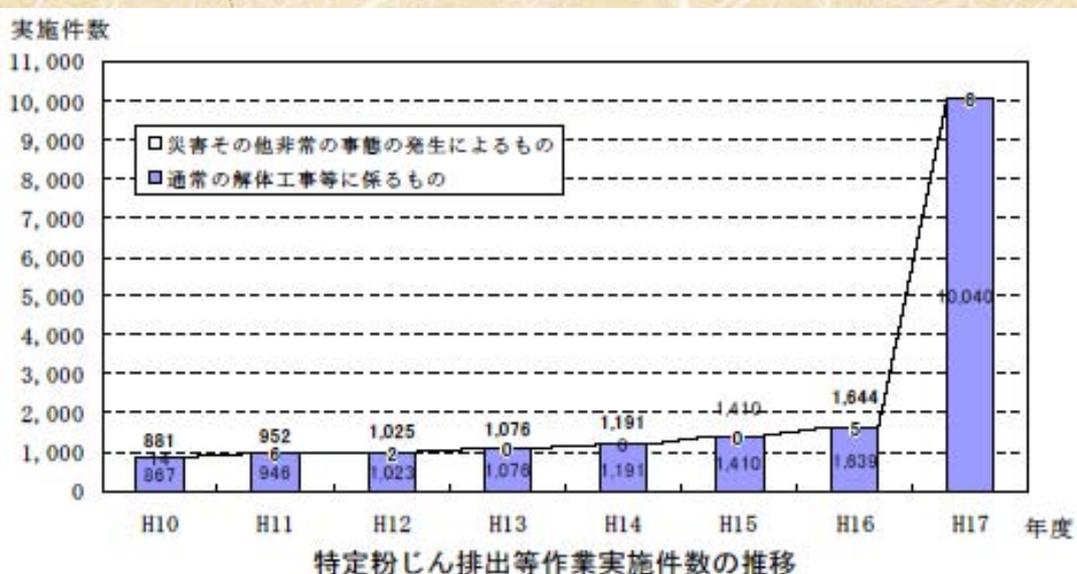
大気汚染防止法施行状況調査結果(H17) (建築物の解体等作業)

特定粉じん排出等作業実施件数

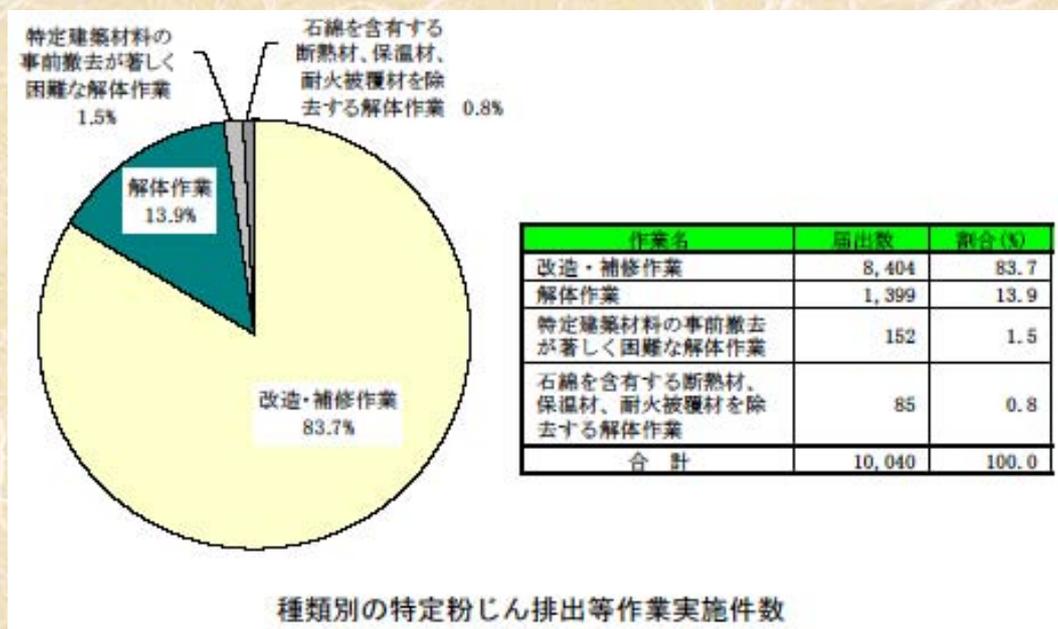
年度	実施件数		
	全件数	通常の解体工事等に 係るもの	災害その他非常の 事態の発生によるもの
平成13年度	1,076	1,076	0
平成14年度	1,191	1,191	0
平成15年度	1,410	1,410	0
平成16年度	1,644	1,639	5
平成17年度	10,040 (2,216)	10,040 (2,216)	0 (0)

※ () 内は全実施件数のうち、平成18年3月1日～平成18年3月31日の間の実施件数を計上

大気汚染防止法施行状況調査結果(H17) (建築物の解体等作業)



大気汚染防止法施行状況調査結果(H17) (建築物の解体等作業)



3. 建築物の解体等における飛散防止対策

石綿使用状況の事前調査

竣工年と商品名による判定

設計図面を確認

施工箇所による判定

設計図面の確認および現地調査

分析調査による判定

、でも石綿含有の有無が判定できない場合、該当する吹付け材を**採取、分析**

石綿含有率測定時の試料採取位置の例

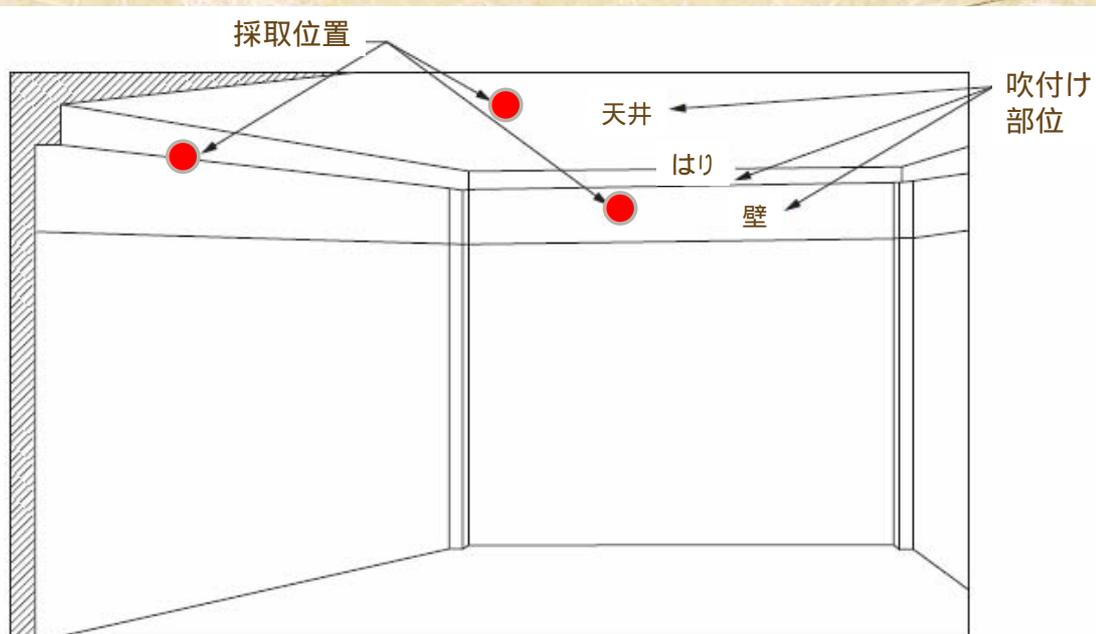
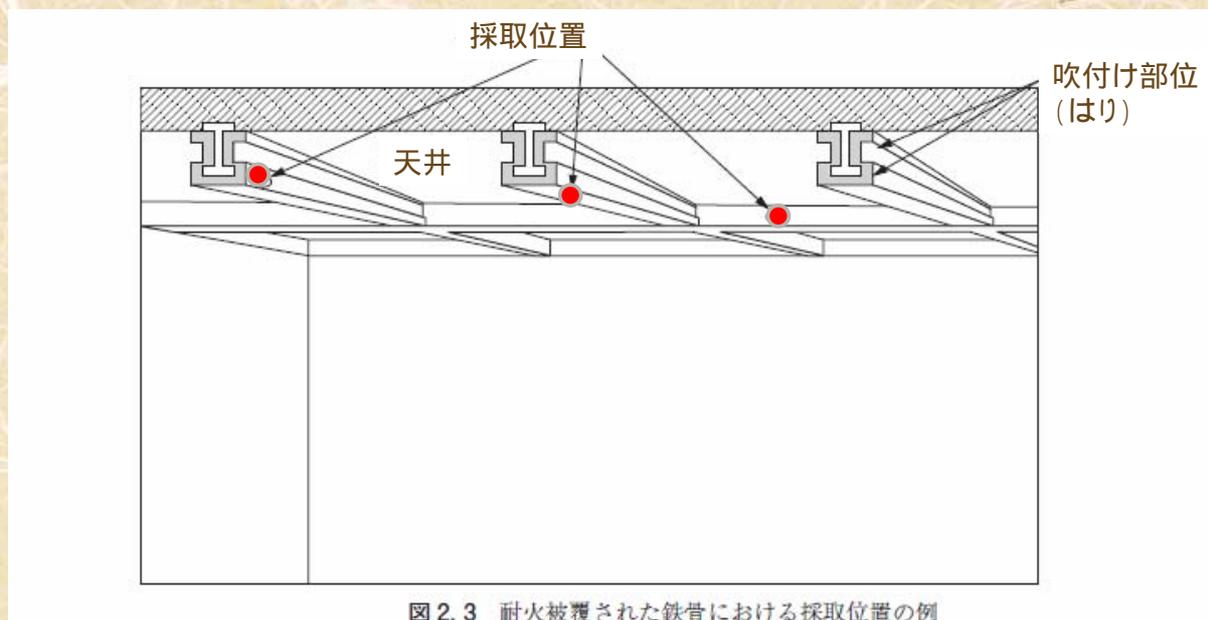


図 2.2 天井、壁における採取位置の例

石綿含有率測定時の試料採取位置の例



特定粉じん排出等作業における作業基準 (1 / 5)

(作業基準)

施行規則第16条の4 石綿に係る法第18条の14の作業基準は、次のとおりとする。

一 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。

イ 法第18条の15第1項又は第2項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

ハ 特定粉じん排出等作業の方法

ニ 現場責任者の氏名及び連絡場所

二 前号に定めるもののほか、別表第7の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

【掲示板の例】

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ						
当現場では、労働基準監督署へ ・労働安全衛生法第88条第4項（労働安全衛生規則第90条第5号の2）の規定による計画の届出 ・石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出 また 都・道・府・県、市役所へ ・大気汚染防止法に基づく届出 を行っております。						
労働基準監督署届出年月日	平成	年	月	日	作業期間	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
都・道・府・県、市役所届出年月日	平成	年	月	日		
届出内容 (石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容)						
石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要：					平成 年 月 日 (表示日)	
を石綿作業主任者に選任しています。					施工事業者名：	
石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育： の実施した講習 (平成 年 月受講)					連絡先：	
					現場責任者氏名：	

出典：建設業労働災害防止協会

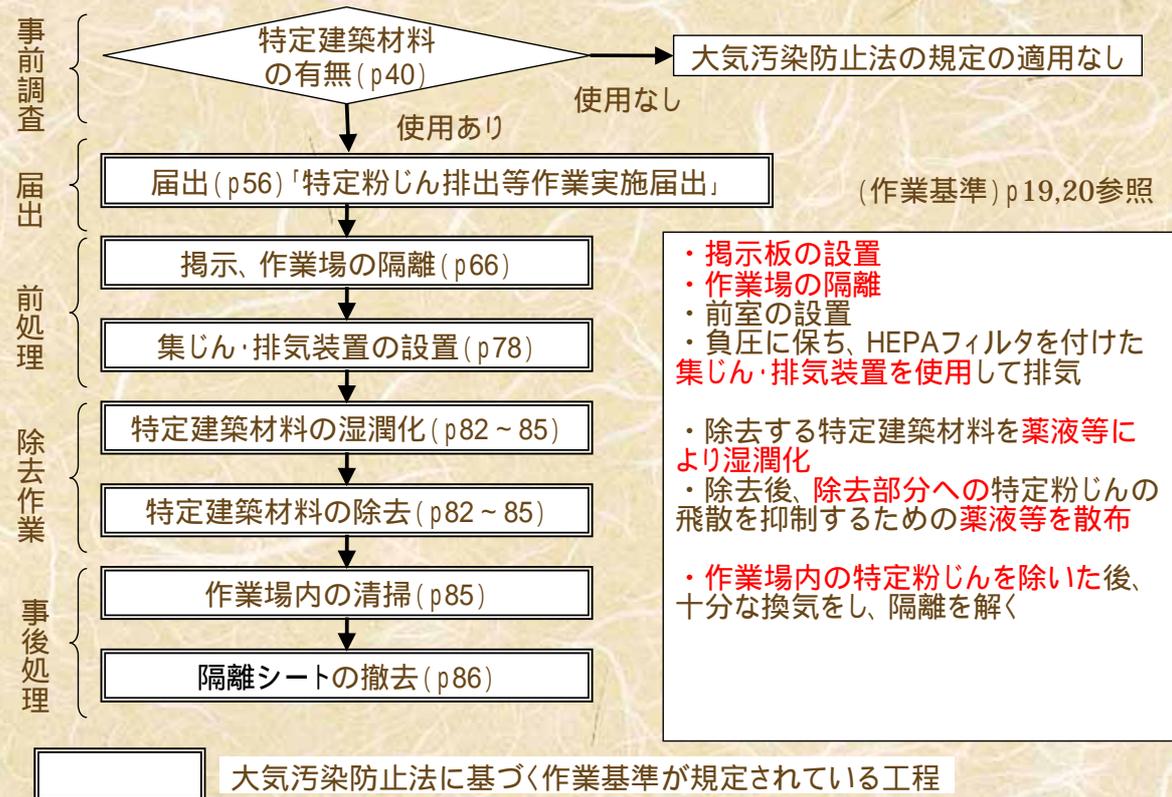
<http://www.kensaibou.or.jp/index.html>

特定粉じん排出等作業における作業基準 (2 / 5)

別表第7 (第16条の4 関係)

一 解体作業（次項又は三の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ニ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。
---------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

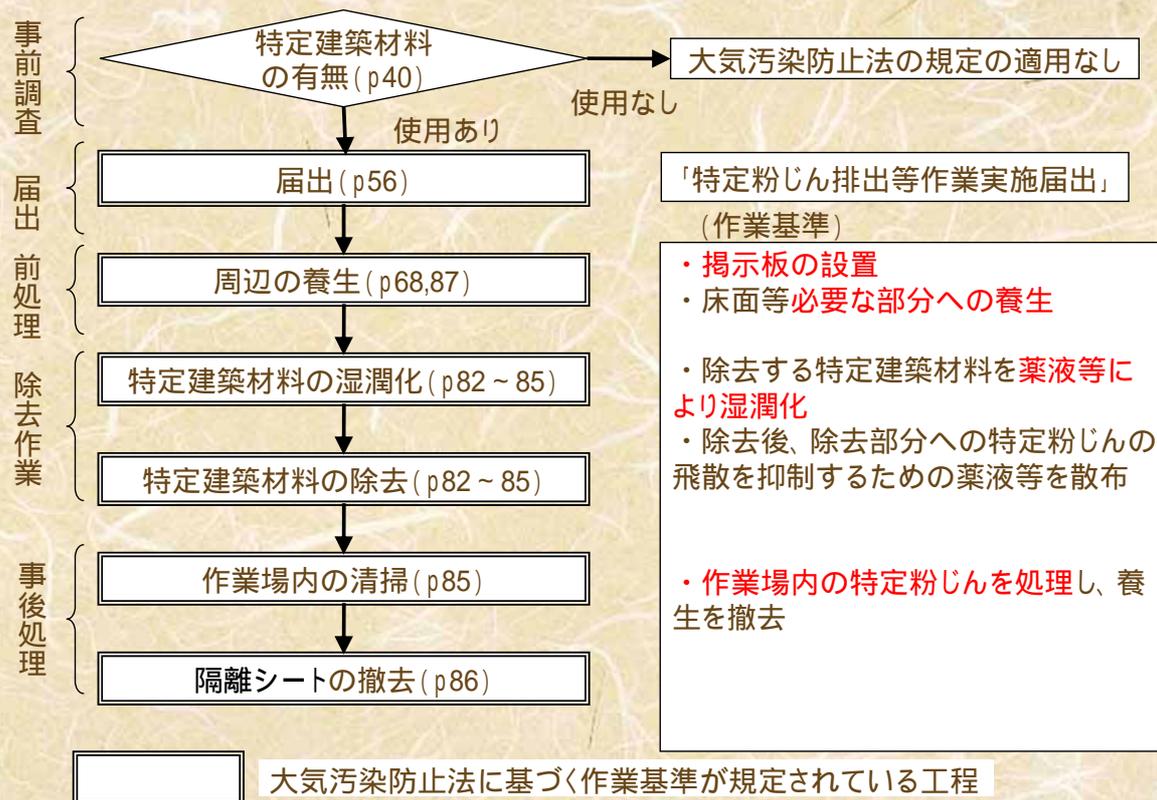
石綿含有吹付け材及び保温材等を掻き落とし、切断又は破砕により除去等を行う場合の一般的手順(解体)



特定粉じん排出等作業における作業基準 (3 / 5)

二	<p>解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を除去する作業であつて、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの(次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たつては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
---	------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

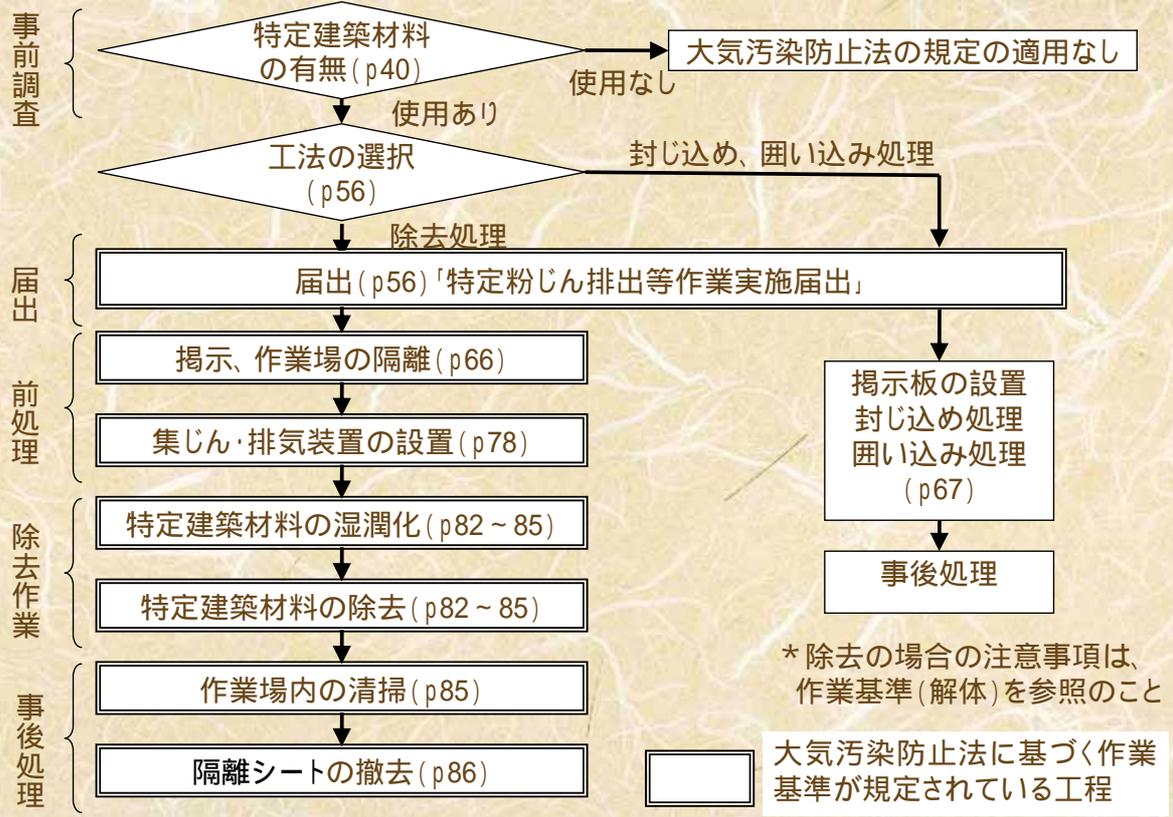
保温材等を掻き落とし、切断又は破碎を行わずに 除去等を行う場合の一般的手順(解体・改造・補修)



特定粉じん排出等作業における作業基準 (5 / 5)

四	改造又は補修作業	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎により除去する場合は一の項下欄イから二までに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イから八までに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p>
---	----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

石綿含有吹付け材及び保温材等を掻き落とし、切断又は破砕により除去等を行う場合の一般的手順(改造・補修)



特定粉じん排出等作業における作業基準 (4 / 5)

三	解体作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業その他の建築物の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
---	----------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------

再掲

特定粉じん排出等作業における作業基準（2 / 5）

別表第7（第16条の4関係）

一 解体作業（次項又は三の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ニ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。
---------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注意

「作業場内の特定粉じんを処理する」とは？

『作業場内の特定粉じん』

（掻き落とし等により）除去された石綿粉じん（付着物を含む。）
作業によって床や壁面等に散乱した石綿粉じん
作業場内に浮遊している石綿粉じん



『処理する』

除去等により発生した石綿くず、隔離シート等を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理

床や壁面のほか、脚立や足場などの仮設機材や各種機器類などに付着した石綿粉じんの処理

作業に先立ち、あらかじめ養生するか、HEPAフィルタを装着した真空掃除機で集じん

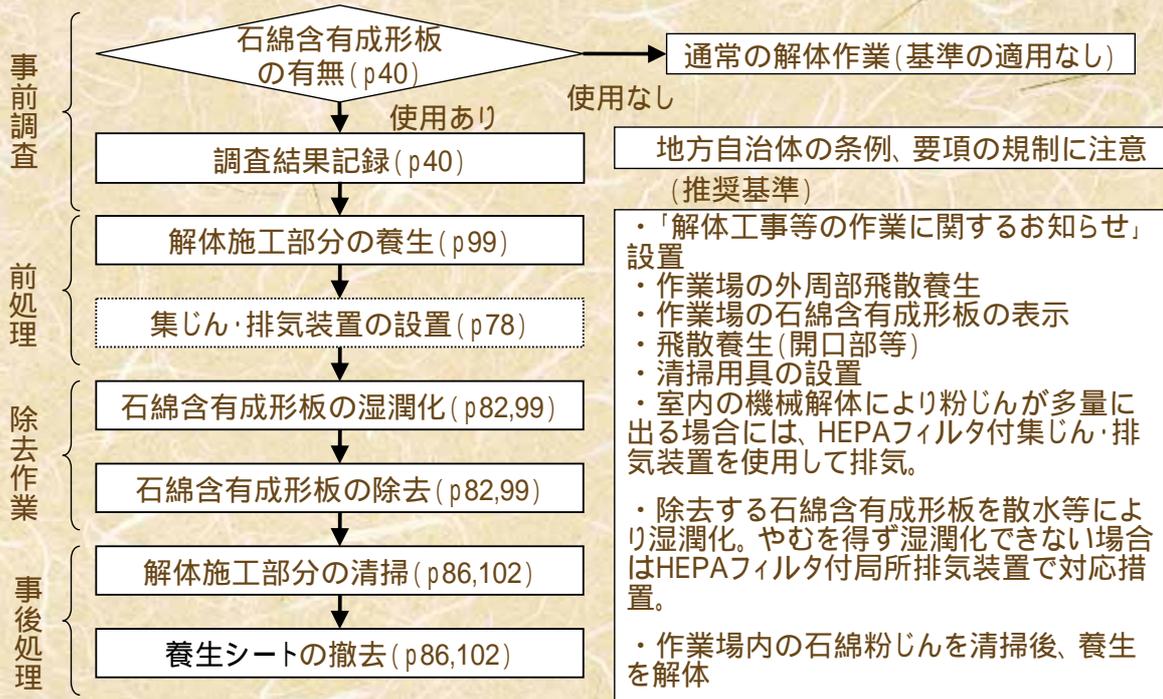
作業室内の石綿濃度が外気と同等まで低下したことを確認できるまで、作業終了後、静置させたまま集じん・排気装置を稼働

特定建築材料以外の石綿を含有するその他成形板

解体等における石綿粉じんの飛散防止対策の計画手ばらし

又は HEPAフィルタ付き局所集じん装置等の使用による石綿粉じんの飛散防止措置
散水などによる湿潤化

特定建築材料以外の石綿含有成形板除去を行う場合の一般的手順(解体・改造・補修)



大気汚染防止法による基準の適用はないが当マニュアルでは適用する

粉じんの飛散が多量となるおそれがある場合に適用する

石綿飛散に関する主な事例

- 養生の不備によるもの
 - 建物の亀裂から外部へ飛散
 - 除去作業に伴って隙間が発生し、外部へ飛散
 - 隙間になりやすい部分をチェック**
- 集塵・排気装置によるもの
 - 発じん量の増加により、フィルタが目詰まりし、負圧が保てなくなり、外部へ飛散
 - 工法・散水等により発じん量を減らす**

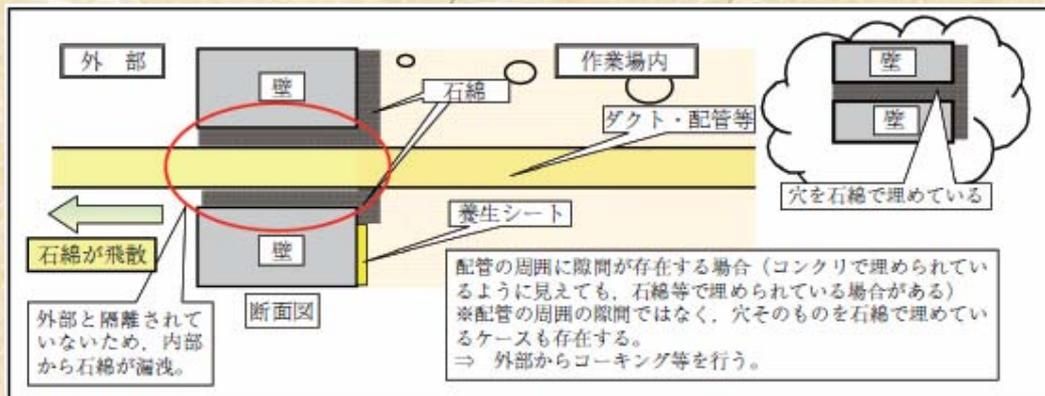


図 3.39 設備ダクト、配管等が壁を貫通している場合の注意事項

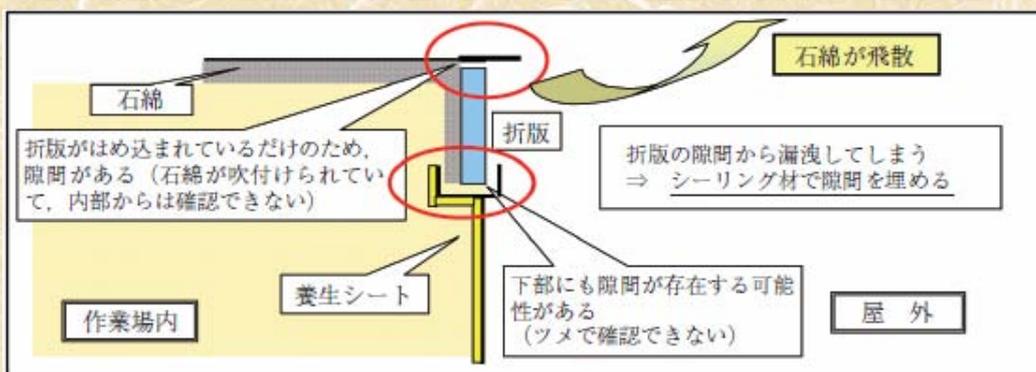


図 3.41 折版や面戸の周囲に隙間がある場合の注意事項

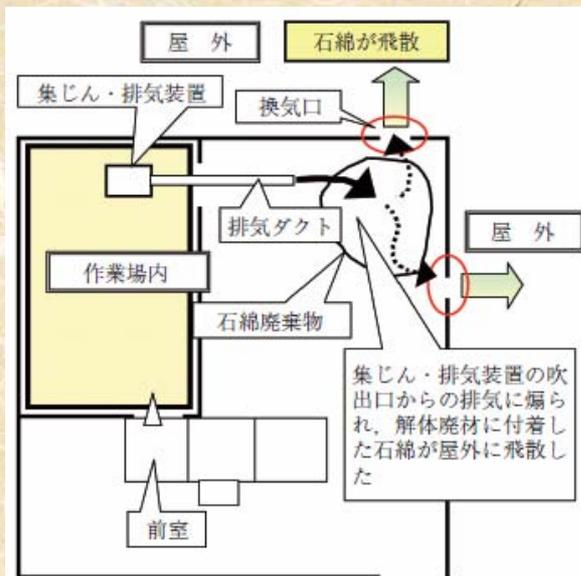


図 3.54 集じん・排気装置からの排気による石綿粉じんの飛散事例



図 3.63 粉じん飛散抑制剤の散布による湿潤化

解体等作業における留意事項

- 石綿含有の有無のチェック
- 周辺地域への情報提供・事前説明
- 隔離が十分かどうか養生をチェック
- 集塵・排気装置のチェック

環境省のアスベスト関係ホームページ

- 石綿(アスベスト)問題への取組をご案内します -

- アスベストによる健康被害救済制度の申請方法等
- アスベストの健康相談窓口や専門医療機関の情報
- アスベスト作業に従事者に関する情報
- 大気汚染防止法に基づく届出工場や、アスベスト使用建物等の情報
- 吹付けアスベスト等使用建築物の解体等に係る手続き
- 大気中のアスベスト濃度の調査結果等
- 廃棄物処理法に基づくアスベスト廃棄物の処理 等

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>

環境省 > 大気環境・自動車対策

石綿(アスベスト)問題への取組をご案内します

アスベストに起因する健康被害の救済と対策についてご案内しています。

最新情報

石綿健康被害救済制度の申請等を受け付けています。

受付窓口は、[独立行政法人環境再生保全機構](#)（フリーダイヤル 0120-389-931）、[環境省地方環境事務所](#)、[機構との委託契約等が済んだ保健所](#)です。郵送での申請等もできます。

[申請等に必要な書類はこちらから](#)（記載例や添付書類についての説明手引きなども併せて掲載されています。）



パンフレット[PDF
1,269KB]

※この法律の施行後(平成18年3月27日以降)に、中皮腫/石綿による肺がん[※]に起因して死亡された場合、生前に認定の申請が行われていなければ、救済給付は支給されません。現在、アスベスト(石綿)による中皮腫や肺がんにかかっている方は、早急に申請することをお勧めします。

<医師・医療機関等の皆様へ>

[石綿健康被害者の救済へのご協力をお願い](#)

[医学的判定に係る資料に関する留意事項](#) [PDF 44KB]

最近の記者発表資料

- [石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について](#) [発表:2007.05.25]

中皮腫認定委員会 石綿健康被害判定部会 石綿健康被害判定部会 委員 今井 7 氏 委員 今井 幸 氏 委員 今井 幸 氏